

厚木市耐震改修促進計画の改定に関する意向調査について

意向調査の名称	厚木市耐震改修促進計画の改定に関する意向調査
調査の目的	厚木市耐震改修促進計画の改定にあたり、専門的な見地から意見を募集するため
調査の方法	アンケート選択形式による回答（郵送、FAX、メール）
調査対象者	厚木市内において活動する建築に関連する7団体
実施期間	令和7年12月4日（木）から12月24日（水）まで
回答者数と回収率	6団体（回収率：85%）
担当課	建築指導課
結果公開日	令和7年12月26日（金）
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 計画期間に関する考え方2. 耐震化の目標設定に関する考え方3. 耐震化の促進に関する支援策の考え方4. 2000年基準を満たさない木造住宅（グレーゾーン住宅）の耐震化について5. 耐震診断を義務化する道路について6. 木造住宅耐震改修実務セミナーについて
調査結果の概要	別紙のとおり

厚木市耐震改修促進計画の改定に関する意向調査

1 計画期間に関する考え方について伺います。

耐震改修促進法に定められているとおり、国の基本的な方針に基づき神奈川県耐震改修促進計画が策定され、神奈川県耐震改修促進計画に基づき厚木市耐震改修促進計画が策定されています。今般、令和7年7月に国の基本的な方針が改正されたことから厚木市耐震改修促進計画の改定を行います。計画期間については、国の基本的な方針における耐震化の目標を踏まえ、令和8年度から令和17年度までを想定しています。厚木市耐震改修促進計画を改定する場合、計画期間はどのように設定する必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

1. 国の基本的な方針における耐震化の目標を踏まえ、厚木市耐震改修促進計画の計画期間とすべきである。
2. 耐震化率の進捗状況及び定期的に施策の検証をできるように国の基本的な方針における耐震化の目標より短い期間にすべきである。
3. 神奈川県と調整し、神奈川県耐震改修促進計画に基づく計画期間にすべきである。

回答 6団体

1. 0団体
2. 3団体（1団体：国及び県と調整すべきである。）
3. 3団体

2 耐震化の目標設定に関する考え方について伺います。

厚木市耐震改修促進計画を改定する場合、耐震化の目標設定は、どのように設定する必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

1. 国の基本的な方針と同様に住宅の耐震化率は、令和17年度までにおおむね解消、要緊急安全確認大規模建築物^{注1}の解消率^{注2}は、令和12年度までにおおむね解消、要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）^{注3}の解消率は、早期に解消を目標とすべきである。
2. 神奈川県耐震改修促進計画と同様に住宅の耐震化率は、令和12年度までにおおむね解消、要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）の解消率は、令和12年度までに5割以上を目標とすべきである。
3. 国の基本的な方針及び神奈川県耐震改修促進計画を勘案し、厚木市の実状に即し、住宅の耐震化率は、令和12年度までにおおむね解消、要緊急安全確認大規模建築物の解消率は、令和12年度までに解消、要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）の解消率は、令和12年度までに解消を目標とすべきである。

注1 「要緊急安全確認大規模建築物」・・・病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用

する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物で一定規模以上の大規模なものうち、旧耐震基準の建築物。

- 注2 「解消率」・・・国の基本的な方針に基づいた計算方法であり、耐震化率との違いは、除却された建物も割合に含めて算定すること。
- 注3 「要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）」・・・耐震改修促進計画で指定した緊急輸送道路（厚木市の場合国道129号）に接し、一定の高さ以上で、旧耐震基準の建築物。

回答 6団体

1. 0団体
2. 2団体
3. 4団体

3 耐震化の促進に関する支援策の考え方について伺います。

現行の厚木市耐震改修促進計画において、耐震化促進のために行う支援策（木造住宅耐震改修補助制度等）を設定し、さらに、有効な支援策の検討も行っているところですが、厚木市耐震改修促進計画を改定する場合には、支援策はどのようにする必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

- 1. 現在の支援策をなるべく維持しながら、有効な支援策を検討し制度の拡充をするべきである。
- 2. 積極的に耐震化を促進するため、市の財政負担が大きくなるとしても、現在の支援策よりも大幅な拡充を行うべきである。
- 3. 耐震化の促進は必要ではあるが、市の財政負担が大きくなるのであれば、現行制度を基本とし、支援策の拡充については慎重に検討するべきである。

回答 6団体

1. 2団体
2. 3団体
3. 1団体

4 2000年基準を満たさない木造住宅（グレーゾーン住宅）の耐震化について伺います。

について伺います。

令和7年7月の国の基本的な方針の改正により、2000年基準^{注4}を満たさない木造住宅（グレーゾーン住宅）についても耐震化を促進していく方針となりました。現行の厚木市耐震改修促進計画では、旧耐震基準で建築された住宅を耐震化する方針としていますが、厚木市内の2000年基準を満たさない木造住宅（グレーゾーン住宅）に対して耐震化を促進する必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

- 1. 並行して取り組むべきである。
- 2. 並行して取り組むべきであるが、旧耐震基準を優先する方針とすべきである。
- 3. 旧耐震基準で建築された住宅の耐震化が全て終了してから取り組むべきである。

注4 2000年基準・・・建築基準法の改正により2000（平成12）年6月1日以降に木造建築物を対象に適用された基準で、壁や筋交いを入れた軸組の配置や接合部の仕様等の構造関係規定について明確化された基準

回答 6団体

- 1. 4団体
- 2. 2団体
- 3. 0団体

5 耐震診断を義務化する道路について伺います。

現行の厚木市耐震改修促進計画において、耐震診断を義務化する道路として、国道129号を指定しています。今回の改定で耐震化を促進するために新たに耐震診断を義務化する道路を追加する必要があると考えますか。

次の中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

- 1. 現在指定している路線の耐震化が完了してから、追加を検討するべきである。
- 2. 災害時重要となる緊急輸送道路^{注5}の一次路線^{注6}を追加するべきである。
- 3. 追加の必要はない。

注5 「緊急輸送道路」・・・地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。

注6 「一次路線」・・・神奈川県耐震改修促進計画記載の第一次緊急輸送道路。（国道246号等）

回答 6団体

- 1. 1団体
- 2. 4団体
- 3. 1団体

6 木造住宅耐震改修実務セミナーについて伺います。

令和7年度から木造住宅耐震改修実務セミナーの実施に取り組んでいますが、今後も必要と考えますか。

次のの中から選択肢を1つ選び、○で囲んでください。

1. 耐震化についての知識を高めるため必要である。
2. 必要ない。(理由 :)
3. 知識を高めるためには講習会ではなく他の施策が必要である。
(例 :)

回答 6団体

1. 5団体
2. 1団体 (理由 : 受講の有効性(専門登録・実施資格など)が希薄で効果が不明。セミナーは旧耐震家屋所有者を対象に実施啓発する目的の内容にすべきでは。)
3. 0団体

その他の御意見

- ・グレーベン住宅について、早期に取り組み願います。
- ・計画改定にとどまらず、普及しなくては意味がないので普及できるような仕組みも合わせて考えてほしい。
- ・検査済証の交付が無い建物については建築基準法に適合しないので、旧耐震建物より早急に対処すべき緊急の課題ではないか。
- ・市から県、県から国へとボトムアップしていく事が重要と考えます。実情をふまえた施策を打つことが重要と考えます。
- ・積極的に耐震改修促進計画を推し進めていき、厚木市がリーダー都市となっていくことを期待します。